

死亡

窓口の場所確認はこちらから⇒



亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること						
承継手続き 保険料等の「承継手続き」が発生する場合 →国民健康保険に加入していた世帯主 →75歳以上または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた →65歳以上		・相続人代表者の指定	・相続人代表者指定届出書 ▲代理人が手続きする場合、委任状が必要です		1階 11 収納課 1階 4 保険年金課 1階 5 長寿介護課	
	保険年金 ④国民健康保険に加入していた →高額な医療費の支払いをしていた	・資格確認書※の返却 ・高額療養費等の支給申請	・資格確認書※ 世帯主が死亡した場合 ・相続人代表者指定届 ・相続人の口座番号がわかるもの ・相続人の印鑑		1階 4 保険年金課	
	⑤75歳以上 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた ⑥A・B共 →葬祭を行った →各種認定証を持っていた	・資格確認書※の返却 ・葬祭費の支給申請 ・各種認定証の返却	・後期高齢者医療資格確認書※ ・葬祭執行者の口座番号がわかるもの ・葬祭執行者の印鑑 ・会葬礼状、葬儀会社の領収書等 ・特定疾病療養受療証等			
⑦上記以外の健康保険に加入していた 年金を受給していた →国民年金を受給していた →厚生年金を受給していた →共済年金を受給していた →農業者年金を受給していた	▲同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。 ・未支給年金の請求または年金受給権者死亡届 ▲年金事務所での手続きがあります ▲共済組合での手続きがある場合があります ▲農協もしくは農業委員会でご相談ください			健康保険の加入先で手続きしてください		
介護保険 65歳以上の方又は40歳以上で要介護(要支援)認定を受けている方	・介護保険証の返却 ・送付先変更届	・介護保険証 ・本人確認書類(来庁者)			1階 5 長寿介護課	
障がい 障害者手帳を持っていた →障がいに関する手当等を受けていた →心身障がい者医療証を持っていた	・各種手帳等の返却と死亡の届出 ・障がいに関する各種サービスや手当の終了の届出 ・受給者資格の喪失	・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等 ▲お問い合わせください ・心身障がい者医療証			1階 6 障がい福祉課	
子ども 児童手当を受給していた	・児童手当の受給者変更 ▲新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください ・未支払い請求	・請求者名義の口座のわかる書類(通帳またはキャッシュカード) ▲必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください ・支給対象児童名義の口座のわかる書類(通帳またはキャッシュカード)			分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 1 こどもみらい課	
こども医療証をお持ちの方 子育て家庭紙おむつ等支給事業を受給していた 児童扶養手当を受給していた ひとり親福祉医療証の資格を持っていた	・こども医療証変更届 ・変更届 ・児童扶養手当の資格喪失 ・受給資格の喪失届	・こども医療証 ▲受付窓口でご相談ください ▲受付窓口でご相談ください				
保育園・認定こども園・小規模保育所・児童コミュニティクラブを利用していた 小中学校に通っていた	・退所の手続き ・退学の手続き	▲受付窓口でご相談ください ▲各学校にご相談ください			分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 3 保育・幼稚園課 通っていた学校	
亡くなられた方の資産や税・料金に関すること						
税・料金 伊勢原市に土地・家屋等の固定資産を所有していた →固定資産を共有していた →土地・家屋を相続する →農地を相続する	・相続人代表者指定届出書の提出 (相続人を代表して固定資産税の納税)通知の受領、納税をする方	▲受付窓口でご相談ください			1階 11 収納課	
	・共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	▲受付窓口でご相談ください			1階 10 資産税課	
	▲裏面の「相続」覧をご覧ください。 ※令和6年4月1日より相談登記の申請が義務化されました				横浜地方裁判所厚木支部 046-224-3163	
	▲受付窓口でご相談ください				農地が所在する農業委員会	
伊勢原市に市県民税(普通徴収・年金特徴)を納付していた 原付バイク・小型特殊自動車を所有していた 四輪の軽自動車を所有していた 125ccを超えるオートバイを所有していた	・相続人代表者指定届出書の提出 (相続人を代表して市県民税の納税)通知の受領、納税をする方 ・軽自動車税の申告(名義変更)	▲受付窓口でご相談ください ▲受付窓口でご相談ください			1階 11 収納課 1階 12 市民税課	
税・料等を口座振替で伊勢原市に納めていた 伊勢原市に納める市税・国保税に未納がある →財産や負債を放棄する	・口座振替の変更及び廃止 ・納税相談	▲受付窓口でご相談ください ▲受付窓口でご相談ください			1階 11 収納課 1階 11 収納課	
※家庭裁判所でご相談ください				横浜家庭裁判所小田原支部 0465-24-1561		
その他 上下水道の使用をやめる →上下水道の使用人名義を変更する 印鑑登録をしていた マイナンバーカードを持っていた	・使用中止届 ・使用名義変更 ●自動的に登録廃止になります ▲返納する義務はありません。相続等の諸手続きで使用するため、全ての手続き終了後に裁断して処分してください。	●インターネットで手続きできます			神奈川県 水道部経営課 0570-005959 1階 3 戸籍住民課	

※資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

	亡くなられた方のご家族がなくてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
ご家族に関する届出・申請						
住所 戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上いる	・世帯主変更届出 ▲世帯の2人目の方が自動で世帯主になります ▲変更をする場合は、世帯主変更届が必要	・届出を出す場合、本人確認書類		1階 ³ 戸籍住民課	
	健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方 ※資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象	・国民健康保険の加入(74歳まで) ・資格確認書 [*] の交付(後日郵送) ▲資格喪失日より14日以内 ・国民年金の加入 (20歳~59歳までの配偶者) *資格喪失日より14日以内	・加入していた健康保険の「資格喪失証明書」			
保険 年金	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方 →20歳から74歳までの方で 人間ドック利用承認書兼利用助成券をお持ちの方	・新しい資格確認書 [*] の交付 ・人間ドック利用承認書兼利用助成券の被保険者証番号変更	・変更前の資格確認書 [*] ・旧被保険者証番号の人間ドック利用承認書兼利用助成券		1階 ⁴ 保険年金課	
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例 ・遺族基礎年金(子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金(60歳~64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	▲受付窓口でご相談ください			
こども	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、 相談	・こども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・重度心身障がい者医療費助成 ・保育所・認定こども園・幼稚園・ 小規模保育施設 ・児童コミュニティクラブ	▲ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください		分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 ¹ こどもみらい課 1階 ⁶ 障がい福祉課 分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 ³ 保育・幼稚園課	
	小学生・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	・就学援助の相談・申請	・学校から申請書を受け取り ▲必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください		通っている学校	
相続	亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を所有していた	・不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。 (12月29日~1月3日及び土日祝日を除く8時30分~17時15分の間) (音声ガイダンス2番)		横浜地方務局厚木支局 046-224-3163	
	亡くなられた方の預貯金等について相続手続きが必要な場合	・法定相続情報証明				
	亡くなられた方が森林を所有していた場合	・森林の土地所有者の届出	・「森林の土地所有者届出書」 ▲受付窓口でご相談ください		2階 ² 農業振興課 (農林整備担当)	

※資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

伊勢原市役所
〒259-1188
伊勢原市田中348番地

☎ **市役所代表電話**
0463-94-4711

窓口受付時間 午前 **9時00分** ~ 午後 **4時30分**
第2・4土曜日 午前9時00分~正午
(戸籍住民課・保険年金課(国保係・年金係)・収納課・こどもみらい課のみ開庁)

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

手続きチェックシート おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

死亡届

死亡の事実を知った日から **7日以内**に届出してください

火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
- 納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
1. 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
 2. 同居者
 3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者となっています。

○窓口に来られる方は、使者でも構いません。

○届出に必要なもの

- ・死亡届と死亡診断書または死体検案書
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書(死体検案書)になっています。)
- ・火葬場使用料(秦野斎場を使う場合)
※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

○死亡届の届出場所は、死亡した人の本籍地及び死亡地、または届出人の住民登録地のいずれかの市町村役場です。

関連する手続きは 内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。
(いずれも有効期限内のものに限ります。)

1点で
本人確認
できるもの

官公署が発行した顔写真付きのもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳^{*}
- ・顔写真付きの社員証、学生証等
- ・介護保険証

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- ①代理人として来られた方の本人確認をいたします。
- ②手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただけます。